

## 令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表します。

### 1. 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.51)	— (18.51)	7.9 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表します。
- 2 将来負担比率の「—」は、算定されないことを表します。
- 3 括弧内の数値は、杉戸町の早期健全化基準を記載しています。

### 2. 資金不足比率

資金不足比率	資金不足比率 (%)	備考
杉戸町水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
杉戸町下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足がないことを表します。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について記載しています。

### 3. 用語解説

実質赤字比率	一般会計等に赤字がある場合に、その赤字額の程度を指標化するもの
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額等がある場合に、その赤字額等の程度を指標化するもの
実質公債費比率	地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの
将来負担比率	一般会計等の地方債残高や団体が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの
早期健全化基準	平成20年度決算から、上記4つの比率のうち1つでもこの基準以上になると、自主的な改善努力による財政健全化を要する早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられる
資金不足比率	公営企業会計に資金不足がある場合、その額を公営企業の事業規模と比較し、指標化するもの